

建設住宅性能評価の手続きについて

■建設住宅性能評価の申請書類について

1. 建設住宅性能評価の申請

最初の検査予定（通常基礎配筋工事の完了時）の2週間程度前までに申請してください。
（ERI以外の評価機関で設計住宅性能評価を受けた場合は30日前までに申請してください。）

【申請に係る書類】

※建設住宅性能評価の申請には下記書類を提出してください。（特記なきは正・副2部）

- ・建設住宅性能評価申請書（省令第7号様式）及び委任状（HPよりダウンロード可）
- ・施工状況報告書の様式
- ・確認済証の写し
- ・工事工程表・・・1部
- ・案内図（住所、電話・FAX番号、担当者名等を記載した最寄り駅からの図）・・・1部

『建設住宅性能評価申請書第三面抜粋』

【10. 検査対象工程工事終了予定年月日】			検査時期
第 1 回	2011 年 6 月 1 日		（基礎配筋工事の完了時）
第 2 回	2011 年 8 月 1 日		（2階床の躯体工事の完了時）
第 3 回	2011 年 10 月 1 日		（内装下地張り直前の工事完了時）
第 4 回	2011 年 12 月 1 日		（10階床の躯体工事の完了時）
第 5 回	2012 年 4 月 1 日		（17階床の躯体工事の完了時）
第 6 回	2012 年 5 月 15 日		（内装下地張り直前の工事完了時）
第 7 回	2012 年 5 月 15 日		（屋根工事完了時）
第 8 回	2012 年 8 月 1 日		（竣工時）
第 0 回	0 年 0 月 0 日		（ ）
第 0 回	0 年 0 月 0 日		（ ）

検査の回数は、建築物の階数により異なります。
※「建設住宅性能評価の検査時期について」参照

検査時期はプルダウンから選択してください。リストにない検査時期は直接入力ができます。
地下1階がある場合は、最下階から数えて2層目である「1階床の躯体工事の完了時」と直接入力してください。
（特定工程にあわせることも可能）

■検査書類について

1. 検査の申し込み

各検査の予約は検査予定の10日前までに物件担当者に電話又はFAXにて行ってください。
尚、検査日の変更が生じた場合は日程調整を行いますので、電話等で速やかに連絡をしてください。

【検査に係る書類】

各検査の申し込みには下記書類を提出してください。

【検査予定の1週間程度前までに提出】

- ・検査対象工程完了通知書・・・1部（HPよりダウンロード可）

【施工(管理)者による検査対象範囲の施工状況の確認後速やかに提出】

- ・施工状況報告書【基礎配筋工事の完了時】～【竣工時】・・・該当検査分を1部（HPよりダウンロード可）
- ・施工状況確認書【内装下地張り直前の工事完了時】（内装時に限る）・・・1部（HPよりダウンロード可）
- ・検査対象範囲図（検査範囲が限定される場合は検査対象工区・住戸等が分かるもの）・・・1部

【変更に係る書類】

①検査対象に係る内容に変更がある場合は、当該検査を実施するまでに「変更申告書」（変更に係る図面等を添付のこと）を提出してください。

※変更の内容によっては、変更設計住宅性能評価の手続きが必要になる場合があります。

- ・変更申告書・・・正・副2部（HPよりダウンロード可）

②申請者・代理者・建築主・工事監理者・工事施工者・建築物名称・建築面積・延べ面積等に変更がある場合は、「申請者等変更届」を提出してください。

- ・申請者等変更届・・・正・副2部（HPよりダウンロード可）

2. 検査の実施

※設計評価時の添付設計図書と通りに施工されていることを検査にて確認します。検査は施工状況報告書及び工事監理報告書等を確認するとともに、目視又は計測により施工状況を確認することで行います。検査の基本は、工事監理者及び工事施工者が自主管理、自主検査されたものが適正であることを確認することにあります。

建設住宅性能評価の検査は、施工関連図書及び工事監理報告書(監理記録)等により施工状況報告書の内容のとおり施工されていることを確認します。

施工(管理)者において記入 ← → 評価員において検査時記入

施工状況報告書【2階床の躯体工事の完了時】

検査方法-A:実物の目視 B:実物の計測 C:施工関連図書の確認
※の欄を施工管理者が記入のこと

性能表示事項 ※	検査項目 ※	変更の有無 ※	関連図書 ※	確認内容 ※	検査方法			判定結果	
					A	B	C	一次	二次
構造の安定・劣化の軽減	耐震等級 その他 耐風等級 耐積雪等級 劣化対策等級	構造躯体 □ 有	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工図 ■ ミルシート、他 ■ 配筋検査記録 ■ 工事写真 ■ 計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柱・梁の位置 ■ 鉄筋の種類・品質(刻印) ■ 鉄筋の径・本数・ピッチ ■ 定着・継手位置・端部処理 ■ 開口補強 ■ かぶり厚さ(スパーサー) ■ 貫通孔補強 ■ 構造スリット ■ ガス圧接継手 ■ 機械式継手、定着金物 	□	□	□		
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 引張強度成績書 ■ UT検査報告書 ■ 資格者証等 ■ 評定書等 ■ 工事写真 ■ 配合計画書 □ 認定書 							

等級及び表示事項については、設計住宅性能評価時における「設計住宅性能評価一覧表*」又は「設計内容説明書」により確認してください。

*設計住宅性能評価一覧表:設計住宅性能評価書交付時に副本に添付される書類。

網掛け部分はERI評価員が記入します。

施工(管理)者における自主管理記録、施工図、納品書、工事写真等を準備してください。

※下記「施工状況確認書」は「内装下地張り直前の工事完了時」の検査毎に、施工状況報告書とあわせて提出してください。この確認書は住戸ごとに施工(管理)者による自主検査が終了した部位を明確にするための書類です。評価員はこの書類に基づいて、検査住戸及び検査項目を決定します。

第一回目

施工状況確認書【内装下地張り直前の工事完了時】 (住戸第二面)

【記入例】第一回目

下記表は施工(管理)者が記入してください

No	タイプ名	住戸番号	階	専用配管				躯体天井高	躯体の柱・壁	断熱材				手摺下地			
				排水管	給水管	給湯管	ガス管			外壁	屋根天井	床	断熱補強	玄関	脱衣室	バルコニー	
1	E	101	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	F	102	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	G	103	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	H	104	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

内装検査時(1回目)に施工状況の確認を行なった部位を施工(管理)者が記入してください。

未施工部分はチェックなしとして、等級により手摺の確認が必要な場合は「—」をプルダウンより選択してください。

第二回目

施工状況確認書【内装下地張り直前の工事完了時】 (住戸第二面)

【記入例】第二回目

下記表は施工(管理)者が記入してください

No	タイプ名	住戸番号	階	専用配管				躯体天井高	躯体の柱・壁	断熱材				手摺下地			
				排水管	給水管	給湯管	ガス管			外壁	屋根天井	床	断熱補強	玄関	脱衣室	バルコニー	
1	E	101	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	F	102	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	G	103	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	H	104	1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	A	201	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	B	202	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	C	203	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	D	204	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	E	205	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	F	206	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	G	207	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	H	208	2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
13	A	301	3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14	B	302	3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

前回検査時(内装1回目)に作成したデータを利用して確認済みの部位を網掛けとし、2回目の内装検査時の確認内容を追加記入してください。

内装検査時(2回目)に施工状況の確認を行なった部位を施工(管理)者が記入してください。

■建設住宅性能評価の検査時期について

建設住宅性能評価における検査は、住宅の規模に応じて下記に掲げる時期に行います。
また、工区分けがある場合等には原則先行工区・先行部分にて検査を実施します。

イ) 階数が3以下の建築物である住宅（階数には地階を含みます）

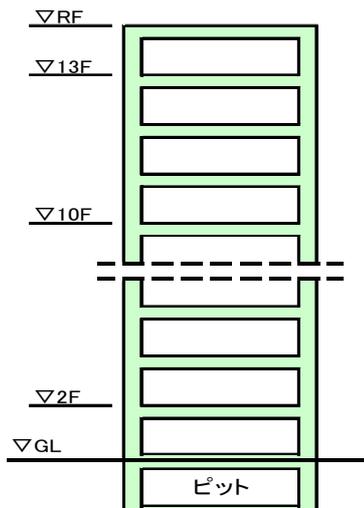
- ・基礎配筋工事の完了時
- ・躯体工事の完了時
※屋根防水の工程の前後の段階で、構造躯体の施工記録等にて施工状況を確認します。「屋根工事の完了時」同義。
- ・内装下地張りの直前の工事の完了時
- ・竣工時

ロ) 階数が4以上の建築物である住宅（階数には地階を含みます）

- ・基礎配筋工事の完了時
- ・最下階から数えて2階の床の躯体工事の完了時
※建築基準法による特定工程に係る検査が行われる場合にあっては、床の躯体工事の完了時に行う検査は、直近の特定工程に係る検査と同じ時期とすることができます。ただし、特定工程に係る階以外の上階の検査時期は最下階から数えた階が対象となります。
- ・最下階から数えて3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時
- ・内装下地張りの直前の工事の完了時
- ・屋根工事の完了時
- ・竣工時

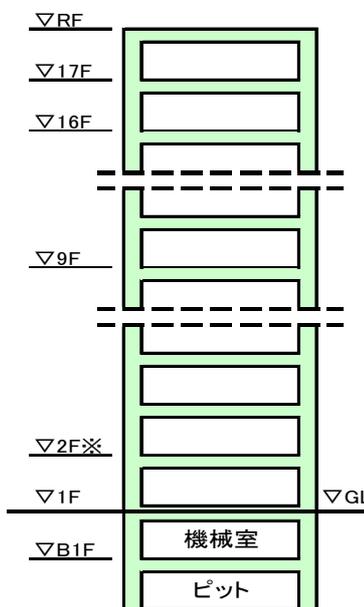
※検査時期を逃すと建設住宅性能評価書の交付ができませんので、地下がある場合は検査時期など十分に注意をお願いします。（検査回数、時期についての不明な点はERI担当者にお尋ねください。）

【（例）階数：地上13階、地下0階の共同住宅の場合】



- 1回目：基礎配筋工事の完了時
 - 2回目：2階床の躯体工事の完了時
 - 3回目：内装下地張りの直前の工事の完了時（1回目）
 - 4回目：10階床の躯体工事の完了時
 - 5回目：内装下地張りの直前の工事の完了時（2回目）
 - 6回目：屋根工事の完了時
 - 7回目：竣工時
- 注意：階数及び住戸数によっては「内装下地張りの直前の工事の完了時」検査を複数回行う場合もあります。

【（例）階数：地上17階、地下1階の共同住宅の場合】



- 1回目：基礎配筋工事の完了時
 - 2回目：1階床の躯体工事の完了時
※特定工程に係る検査にあわせて2階床において検査を行うことも可能
 - 3回目：内装下地張りの直前の工事の完了時（1回目）
 - 4回目：9階床の躯体工事の完了時
 - 5回目：内装下地張りの直前の工事の完了時（2回目）
 - 6回目：16階床の躯体工事の完了時
 - 7回目：内装下地張りの直前の工事の完了時（3回目）
 - 8回目：屋根工事の完了時
 - 9回目：竣工時
- 注意：階数及び住戸数によっては「内装下地張りの直前の工事の完了時」検査を複数回行う場合もあります。